

令和元年台風 19 号により被災されたお客さまに対する特別措置について

株式会社スマートテック

令和元年台風 19 号により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、このたびの台風による災害に伴い、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において被災されたお客さま等からお申し出があった場合には、以下の特別措置を実施します。なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行います。

1. 特別措置の内容

1. 電気料金の支払期日の 1 ヶ月延長

被災されたお客さまの 2019 年 9 月分、10 月分、11 月分および 12 月分の料金計算分の電気料金の支払期日を各々 1 ヶ月間延長します。なお、9 月分については、支払期日が災害救助法の適用日（10 月 12 日）以降に支払期日を迎える方が対象となります。

2. 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されなかった月の電気料金を 6 ヶ月間に限り、申し受けません。

2. 対象となるお客さま

本年 10 月 12 日および 13 日に災害救助法が適用された地域にて株式会社スマートテックとご契約いた

だしているお客さま

茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町
埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企

東京都	<p>郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町</p> <p>墨田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、日野市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町</p>
神奈川県	<p>川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村</p>
山梨県	<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村</p>

災害救助法適用地域の詳細および最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

今後、同法適用地域が拡大となった場合は、拡大地域のご契約者さまについても適用対象とします。

- [内閣府 HP](#)

3. 特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までご連絡下さい。

株式会社スマートテック

お問い合わせ先 0120-030-317

受付時間 平日 9:00～18:00（年末年始、土曜・日曜・祝日を除く）